

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第10号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年静岡県規則第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録事項)</p> <p><b>第4条</b> 名簿には、次の事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>氏名、生年月日及び性別</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(登録状況等の報告)</p> <p><b>第10条の8</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>（以下「<u>磁気ディスク等</u>」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p><b>第10条の11</b> (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク等</u>をもつて調製するファイ</p>	<p>(登録事項)</p> <p><b>第4条</b> 名簿には、次の事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(登録状況等の報告)</p> <p><b>第10条の8</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>（<u>電磁的記録に係る記録媒体</u>をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p><b>第10条の11</b> (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>をもつて調製するファイ</p>

ルに情報を記録したものを指定登録機関に  
交付する方法

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行  
う場合における規定の適用)

**第10条の14** 指定登録機関が二級建築士等登録  
事務を行う場合における第2条第1項及び第  
2項、第3条、第5条から第6条まで、第7  
条第5項、第8条並びに第10条の2の規定の  
適用については、これらの規定(第2条第1  
項及び第2項を除く。)中「知事」とあるのは  
「指定登録機関」と、第2条第1項及び第2  
項中「これを知事」とあるのは「これを指定  
登録機関」と、第2条第1項中「それぞれ様  
式第1号又は様式第1号の2」とあるのは  
「指定登録機関の定める様式」と、「と様式  
第1号又は様式第1号の2」とあるのは「と  
指定登録機関の定める様式」と、「様式第1  
号の3」とあるのは「指定登録機関の定める  
様式」と、「様式第1号の4」とあるのは  
「指定登録機関の定める様式」と、同条第3  
項中「縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ  
3.5センチメートル」とあるのは「指定登録機  
関の定める大きさ」と、「建築士免許証用写  
真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」  
と、第3条第1項中「様式第2号による二級  
建築士免許証又は様式第2号の2による木造  
建築士免許証」とあるのは「指定登録機関の  
定める様式による二級建築士免許証明書又は  
木造建築士免許証明書」と、「「免許証」と  
あるのは「「免許証明書」と、第5条の2  
(見出しを含む。)中「免許証の」とあるのは  
「免許証明書の」と、同条第1項中「免許証  
又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築  
士免許証明書(次項、次条、第7条及び第10  
条において「免許証明書」という。)」とある  
のは「様式第2号による二級建築士免許証又

ルに情報を記録したものを指定登録機関に  
交付する方法

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行  
う場合における規定の適用)

**第10条の14** 指定登録機関が二級建築士等登録  
事務を行う場合における第2条第1項及び第  
2項、第3条、第5条から第6条まで、第7  
条第5項、第8条並びに第10条の2の規定の  
適用については、これらの規定(第2条第1  
項及び第2項を除く。)中「知事」とあるのは  
「指定登録機関」と、第2条第1項及び第2  
項中「これを知事」とあるのは「これを指定  
登録機関」と、第2条第1項中「それぞれ様  
式第1号又は様式第1号の2」とあるのは  
「指定登録機関の定める様式」と、「と様式  
第1号又は様式第1号の2」とあるのは「と  
指定登録機関の定める様式」と、「様式第1  
号の3」とあるのは「指定登録機関の定める  
様式」と、「様式第1号の4」とあるのは  
「指定登録機関の定める様式」と、同条第3  
項中「縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ  
3.5センチメートル」とあるのは「指定登録機  
関の定める大きさ」と、「建築士免許証用写  
真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」  
と、第3条第1項中「様式第2号による二級  
建築士免許証又は様式第2号の2による木造  
建築士免許証」とあるのは「指定登録機関の  
定める様式による二級建築士免許証明書又は  
木造建築士免許証明書」と、「「免許証」と  
あるのは「「免許証明書」と、第5条の2  
(見出しを含む。)中「免許証の」とあるのは  
「免許証明書の」と、同条第1項中「免許証  
又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築  
士免許証明書(次項、次条、第7条及び第10  
条において「免許証明書」という。)」とある  
のは「様式第2号による二級建築士免許証又

は様式第2号の2による木造建築士免許証（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証」という。）又は免許証明書」と、同条第2項中「法第5条第3項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定より読み替えて適用される法第5条第3項」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、同条第3項及び第6条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書」とあるのは「建築士免許証明書用写真を添付した免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第4項の規定による届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第10条の11の規定により第7条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

（二級建築士等試験事務の実施結果の報告）

#### 第15条の8 （略）

2 （略）

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1) （略）

は様式第2号の2による木造建築士免許証（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証」という。）又は免許証明書」と、同条第2項中「法第5条第3項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、同条第3項及び第6条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書」とあるのは「建築士免許証明書用写真を添付した免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第4項の規定による届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第10条の11の規定により第7条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

（二級建築士等試験事務の実施結果の報告）

#### 第15条の8 （略）

2 （略）

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1) （略）

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条の8、第10条の11、第10条の14及び第15条の8の改正は、公布の日から施行する。